

防火管理者の委託に係る権限の付与

私、管理権原者は、下記の理由により防火管理者として選任する者を消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条第 2 項に定める「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」として、所在地に存する防火対象物名称の防火管理者として選任するために、下記の権限を防火管理者として選任する者に付与します。

なお、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 2 条の 2 第 2 項に定める防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文章の交付及び防火対象物名称の位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項についての説明は、別紙 2 のとおり実施しております。

・理由

- 春日市、大野城市又は那珂川市に居住又は勤務していないこと。
- 高齢、病気等の身体的な事由があること。
- 日本語が不自由であること。
- 所有者又は占有者が頻繁に変更すること。
- 従業員がいない又は極めて少ないこと。
- その他消防長又は消防署長が認める事由があること。

()

・付与する権限

- 統括防火管理者の指定に関する権限
- 共同防火管理協議事項の作成に関する権限
- 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- 避難経路、避難施設等の適正な管理に関する権限
- 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限
- 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限
- 防火対象物点検の実施に関する権限
- 収容人員の適正な管理に関する権限
- 防火責任者、火元責任者等の防火管理業務に従事する者に対する指示及び監督に関する権限
- その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

西暦 20〇〇年〇月〇日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____